の区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合に」に改め、同条第十八項中「第六十二条の三第四項第八号の二ロ」を「第六十二条の三第四項第九号ロ」に、「第六十二条の三第四項第八号の二イ」を「第六十二条の三第四項第九号イ」に改め、同条第十九項及び第二十項中「第六十二条の三第四項第九号」を「第六十二条の三第四項第十号」に改め、同条第二十一項中「第六十二条の三第四項第十号」を「第六十二条の三第四項第十一号」に改め、同条第二十四項を削り、同条第二十三項中「第六十二条の三第四項第十一号」を「第六十二条の三第四項第十二号」に、「地域は」を「区域は」に改め、同項第二号中「関する」の下に「同法第四条第一項に規定する」を加え、「同法第四条第二項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第六十二条の三第四項第十一号に規定する政令で定める面積は、百五十平方メートルとし、同号」を「第六十二条の三第四項第十二号」に改め、同項第一号及び第二号ロ中「第六十二条の三第四項第十一号」を「第六十二条の三第四項第十二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　法第六十二条の三第四項第十二号に規定する政令で定める面積は、百五十平方メートルとする。

第三十八条の四第二十五項を次のように改める。

25　法第六十二条の三第四項第十三号に規定する政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一　前項各号に掲げる区域

二　都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域

第三十九条の七第一項中「製作を含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「第五号」を「第四号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第六十五条の七第一項及び第九項の届出は、同条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の同項又は同条第九項に規定する譲渡の日（同日前に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合（第二号ロにおいて「先行取得の場合」という。）には、当該資産の同条第一項又は第九項に規定する取得の日）を含む三月期間（事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間）をいう。第二号において同じ。）の末日の翌日から二月以内に、当該各号の下欄に掲げる資産につき同条第一項又は第九項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一　届出者の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　ロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる事項

(1)　当該譲渡をした資産及び当該三月期間内に取得をした資産の種類、構造又は用途、規模（土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）にあつては、その面積。ロ(1)において同じ。）、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模並びに譲渡年月日及び取得年月日。ロ(1)において同じ。）

(2)　当該譲渡をした資産の価額及びその譲渡直前の帳簿価額

(3)　当該三月期間の末日の翌日以後に取得をする見込みである資産の種類、所在地及び取得予定年月日（船舶にあつては、種類及び取得予定年月日）

ロ　先行取得の場合　次に掲げる事項

(1)　当該三月期間内に譲渡をした資産及び当該取得をした資産の種類、構造又は用途、規模、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日

(2)　当該取得をした資産の取得価額

(3)　当該三月期間の末日の翌日以後に譲渡をする見込みである資産の種類、所在地及び譲渡予定年月日（船舶にあつては、種類及び譲渡予定年月日）

三　前号の取得をした、又は同号の取得をする見込みである資産のその適用に係る法第六十五条の七第一項の表の各号の区分

四　その他参考となるべき事項

第三十九条の七第三項中「第一号の下欄のロ」を「第二号の上欄」に、「政令」を「同欄のイからハまでに掲げる区域から除くものとして政令で定める区域は、同項の譲渡があつた日の属する年の十年前の年の翌年一月一日以後に公有水面埋立法の規定による竣（しゅん）功認可のあつた埋立地の区域（以下この項において「埋立区域」という。）とし、同欄の二に規定する政令」に、「中部圏開発整備法第二条第四項に規定する都市開発区域」を「都市計画法第四条第二項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区若しくは同条第二項に規定する地区の定められた市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域（同欄のイからハまでに掲げる区域（埋立区域を除く。）を除く。）」に改め、同条第四項中「第三号の上欄に規定する政令で定める区域は、都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二条の三第一項第二号に掲げる地区若しくは同条第二項に規定する地区の定められた市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域（同欄に規定する既成市街地等を除く。）とし、同表の第三号」を「第二号」に改め、同項第二号中「（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第五項中「第四号」を「第三号」に改め、同条第六項中「第五号」を「第四号」に改め、「期間と」の下に「し、同欄に規定する政令で定める事業は、建設業及びひき船業と」を加え、同項第一号中「又は沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）」を削り、「二十五年」を「二十年」に改め、同項第二号中「三十五年」を「三十年」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）の用に供されている船舶　二十三年

第三十九条の七第七項中「第五号」を「第四号」に改め、「掲げる船舶」の下に「（その船舶に係る同項の譲渡をした資産に該当する船舶（第二号において「譲渡船舶」という。）に係る事業と同一の事業の用に供されるものに限る。）」を加え、同項第二号中「法第六十五条の七第一項の譲渡をした資産に該当する船舶（以下この号において「」及び「」という。）」を削り、同条第十項中「第二号」を「以下この項」に改め、同項第一号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同項第二号中「種類」の下に「、構造又は用途」を加え、「、用途」を削り、「取得価額」の下に「（船舶にあつては、種類、構造又は用途、規模、取得年月日及び取得価額）」を加え、同項第三号中「種類」の下に「、所在地及び譲渡予定年月日（船舶にあつては、種類及び譲渡予定年月日）」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　当該取得をした資産のその適用に係る法第六十五条の七第一項の表の各号の区分

第三十九条の七第二十三項を次のように改める。

23　前項の規定は、買換資産が法第六十五条の七第一項の表の二以上の号の下欄に掲げる資産に該当する場合について準用する。

第三十九条の七第二十四項中「第一号の上欄に規定する建物若しくは土地等又は同表の第四号」を「第三号」に、「若しくは構築物」を「又は構築物」に、「同表の第一号の上欄及び同表の第四号の上欄」を「同欄」に改め、同条第二十六項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二十七項中「及び第二十三項」を「（第二十三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二十九項第一号中「第二号」を「第一号」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同項第二号中「同項第一号」を「同項各号」に、「百分の七十」を「次に掲げる当該資産の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第六十五条の七第十四項第一号に掲げる地域内にある資産　百分の九十

ロ　法第六十五条の七第十四項第二号に掲げる地域内にある資産　百分の七十五

ハ　法第六十五条の七第十四項第三号に掲げる地域内にある資産　百分の七十（法第六十五条の八第一項の譲渡をした資産及びその取得をする見込みである資産のいずれもが法第六十五条の七第十四項に規定する本店資産に該当する場合には、百分の六十）